

能登半島地震による被災者 の方々への生活支援金

能登半島地震で被災した方々が、被災地から避難して島根県に居住された場合に、当面の生活費を支給することで、その方の生活再建を支援します。

対象者

- ① 本地震により、従来住んでいた住宅が全壊、半壊等の被害を受けたため居住できなくなり、被災地から島根県に避難した世帯（者）
- ② 島根県内での居住を開始した日から1か月以上の期間、島根県内の賃貸借住宅（公営住宅、民間賃貸借住宅等）に居住する世帯（者）

上記①②の両方を満たす世帯（者）を支給対象とします。

※島根県内の公民館等の避難所、親類宅や知人宅、ホームステイなどで、一時的に避難している世帯（者）は、賃貸借住宅へ入居した時点で支給対象となります。

支給額

一世帯につき30万円。世帯の構成員が1名の場合は15万円。

※支給は一度かぎりです。その後、島根県外に転出し、島根県内に再転入しても再度の支給対象とはなりません。

※家族が時期を分けて島根県内に来られた場合でも一世帯となります。

注意点

支援金の支給を申請する場合には、次の書類等が必要となります。

①必要書類

- 被災確認・本人確認
 - ・罹災証明書等→申請時に提出できない場合は、後日罹災証明書等を提出
 - ・運転免許証や健康保険証など本人及び被災住所地が確認できるもの
- 県内居住確認
 - ・賃貸借契約書、一時使用許可書、住民票など
- 口座振替申出書
 - ・所定の様式及び通帳の写し

②支給後に支給要件を満たさない事実が判明した場合は、支援金を返還していただく場合があります。

お問い合わせ先 (申請書提出先)

場 所：島根県地域振興部地域政策課
（〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 本庁4階）
T E L：0852-22-5083